

新潟県共同募金会 助成対象外経費

新潟県共同募金会で助成対象外経費については、下記のとおりです。

記

- 1 営利活動、政治活動(選挙活動を含む)、宗教活動と認められる事業
- 2 共同募金運動かかる事務経費
- 3 自治会等への募金活動協力金の交付
- 4 飲食費で社会通念上不適切な内容又は金額にかかる支出
- 5 車輛の購入費
- 6 基金の積立のための支出
- 7 行政が実施する事業への拠出金又は分担金
- 8 事業内容を指定しない団体等への助成金
- 9 市町村社会福祉協議会の運営費(人件費、会議費、事務用品等の購入費など)
- 10 その他、市町村共同募金会が助成対象として適当でないと認める経費

柏崎市共同募金委員会 助成対象経費

項目	対象経費	注釈
謝礼	講師への謝礼 協力団体・個人への謝礼	助成金の5割以上を占めることはできない。
交通費	公共交通機関の運賃 例) バス、電車、船、飛行機 有料高速道路通行料金 駐車場料金	
保険料	ボランティア活動保険 ボランティア行事用保険 事業に係る傷害保険	
燃料費	ガソリン代	
借上料	備品、機材のレンタルに係る費用 車輛のレンタルに係る費用	1件2万円以上のレンタル費用は、 見積もりを添付する。
食材料費	事業に係る食材料費 例) 醤油、味噌、みりん、砂糖、塩、食用油脂 肉、魚、野菜、果物、乳製品、卵、藻類、 穀物、イモ類、きのこ、大豆 茶葉、粉コーヒー 等	ただし、飲料や市販の弁当は助成対象外。
消耗品費	事業に係る消耗品費の内食材料費以外 例) 割りばし、紙皿、紙コップ、ティッシュ 洗剤、スポンジ、タオル、アルコールスプレー ハンドソープ、台所用品 文房具、紙、封筒 等	
通信運搬費	事業の周知に係る郵便代 例) ハガキ、切手	
印刷製本費	紙 プリンターインク 写真現像費用	
会議費	会議に係る費用 例) 資料代、借館料 等	
備品整備費	1点1万円以上の備品 例) パソコン、プリンター、エアコン、ストーブ リアカー、発電機等の災害備品	・備品整備事業の助成決定を受けている団体のみ ・原則町内会や団体が保有している施設で管理できるもの (市の建物に備え付ける備品は対象外) ※申請書記入前に事務局に事前連絡し、 対象備品かを確認すること。
その他	振込等の手数料 工事費用 他、上記項目に当てはまらないもの	